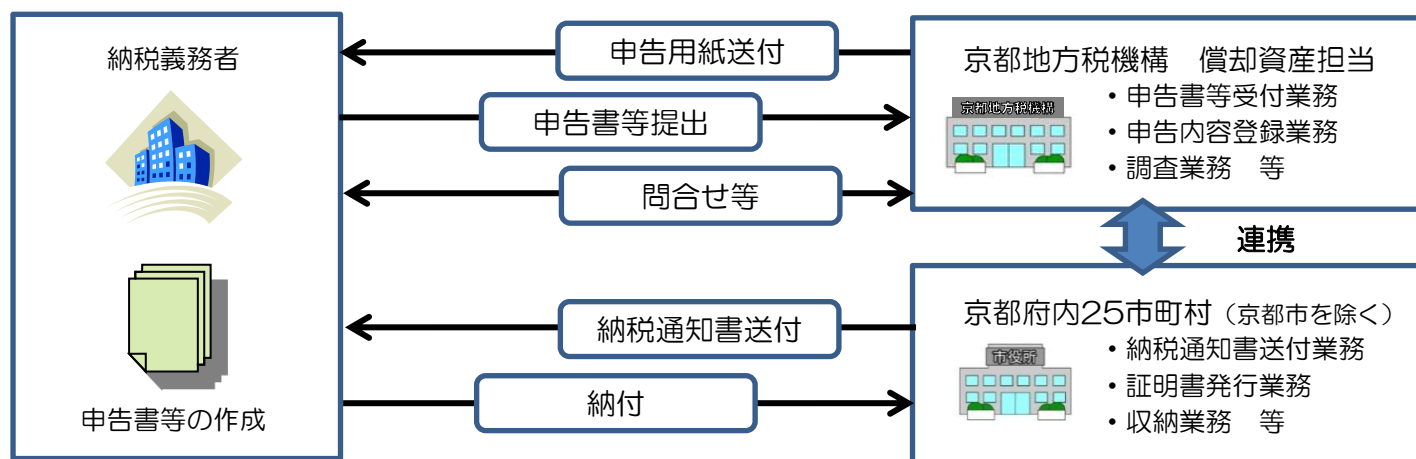
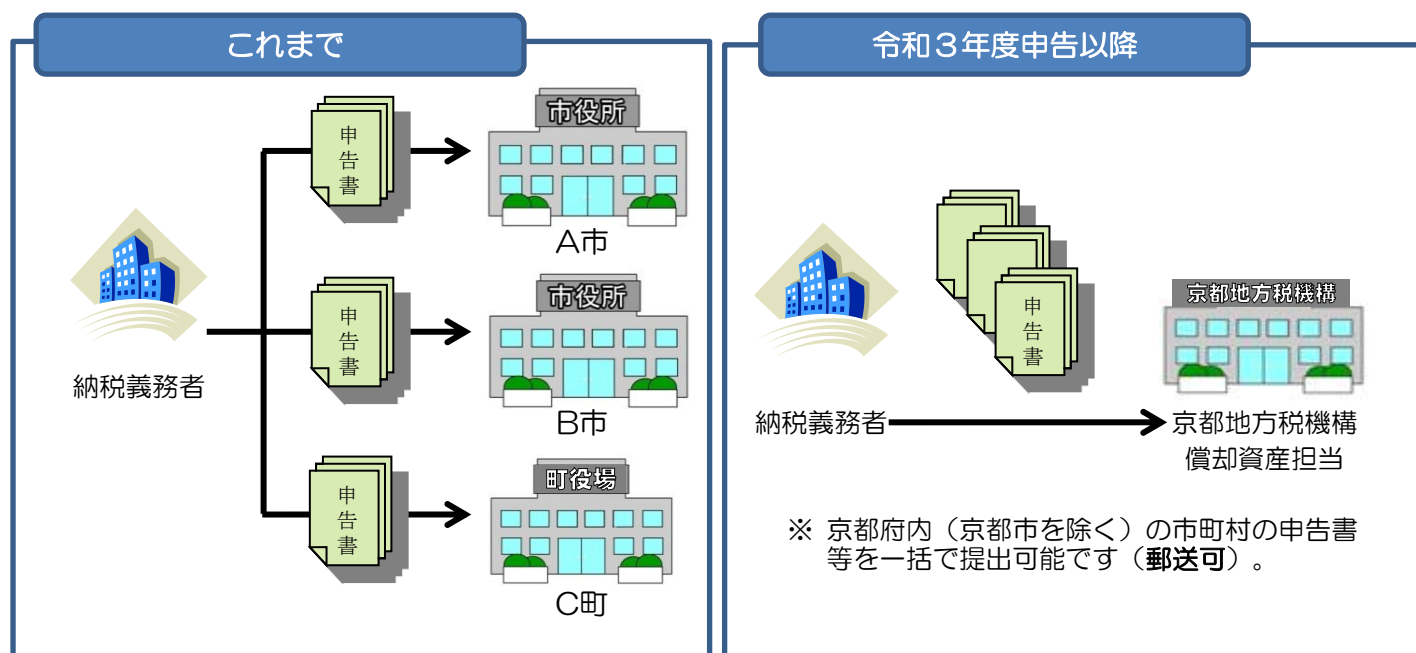


京都府内（京都市除く）の償却資産（固定資産税）の 申告書等の提出先は京都地方税機構に変わります。

令和3年度償却資産（固定資産税）申告から償却資産申告書等は
京都地方税機構に提出をお願いします。

これまで償却資産申告書等は、償却資産があるそれぞれの市町村に提出していただいていたましたが、令和3年度償却資産（固定資産税）申告からは京都地方税機構に一括して償却資産申告書等を提出できるようにすることで、納税義務者の皆様の利便性向上を図ります。また、各市町村が事前を送付していた申告用紙も京都地方税機構から一括で送付します。



この案内に関するお問合せ先（令和2年3月まで）

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁旧本館2階

京都地方税機構 業務課 課税企画担当

※ 令和2年4月以降のお問合せ先及び令和3年度申告からの申告書等の提出先は、償却資産担当（令和2年度設置）になります。

TEL：075-414-4432

FAX：075-411-1551

Q&A

Q：京都地方税機構とは何ですか。

A: 納税者の利便性向上と公平で公正な税務行政を目指して、平成21年8月に設立された広域連合（特別地方公共団体）です。京都府と府内25市町村（京都市を除く）の税業務を共同で行っています。

Q：京都地方税機構業務課償却資産担当で何を行うのですか。

A: 申告用紙の送付、申告書の受付・審査のほか、申告内容の登録や調査などのこれまで各市町村で行ってきた償却資産（固定資産税）の課税に係る各種事務を行います。

Q：市役所、町村役場に申告書を提出できなくなるのですか。

A: 市役所、町村役場へもそれぞれ提出していただけますが、可能な限り、京都地方税機構業務課償却資産担当に提出をお願いします（京都市への提出分を除く）。

Q：京都市へ提出している償却資産申告書等はどうすればいいのですか。

A: これまでどおり京都市に提出してください。
〒604-8171
京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル5階
京都市 行財政局 税務部 資産税課 償却資産担当（TEL：075-213-5214）

Q：納税通知書も京都地方税機構から発送されるのですか。

A: 納税通知書は各市町村からそれぞれ送付されますので、各市町村の案内に従い、納付してください。

Q：課税台帳の閲覧や証明書の交付も京都地方税機構でできますか。

A: 京都地方税機構では、課税台帳の閲覧や証明書の交付はできません。これまでどおり、市町村で手続きをお願いします。